



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

- ▽執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則  
 [港湾局空港調整課] 2978
- ▽神戸市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則 [経済観光局経済政策課] 2981

## 告 示

- ▽神戸市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定 [港湾局経営企画課] 2986
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定 [福祉局保護課] 2987
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2988
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2989
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2990
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2991
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 2992
- ▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧 [環境局環境保全課] 2993
- ▽港湾施設の供用廃止 [港湾局経営課] 2995
- ▽港湾施設の供用開始及び規模変更 [港湾局経営課] 2996
- ▽人と自然との共生ゾーン整備基本方針の変更 [経済観光局農政計画課] 2998

## 公 告

- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）  
 [農業委員会事務局] 2999
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）  
 [農業委員会事務局] 3006

- ▽建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧（秋葉台地区建築協定）  
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3010
- ▽建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧（西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区建築協定）  
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3011
- ▽青木南地区まちづくり協定の更新  
 [都市局まち再生推進課] 3012
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ケーズデンキガーデンシティ垂水店）  
 [経済観光局経済政策課] 3013
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ケーズデンキ北神戸鹿の子台店）  
 [経済観光局経済政策課] 3015
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ケーズHAT神戸メディカルモール）  
 [経済観光局経済政策課] 3017
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ケーズデンキ西神戸店）  
 [経済観光局経済政策課] 3019
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ステップガーデン藤原台）  
 [経済観光局経済政策課] 3021
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ショッピングプラザエスパ星陵台）  
 [経済観光局経済政策課] 3024

## 水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止  
 [水道局配水課] 3026

## 教 育 委 員 会

- ▽神戸市個人情報保護条例に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を選定した神戸市教育委員会教育長告示第1号（平成10年4月1日）の廃止  
 [教育委員会事務局総務部総務課] 3027

## 監 査 委 員

- ▽監査公表第12号 [監査事務局第1課] 3028

規 則
-----

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第48号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) [略] (4) <u>附則第6項の規定</u> <u>令和5年6</u> <u>月1日</u>	1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) [略]
2～5 [略]	2～5 [略]

6 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会の項を削る。

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
王子公園再整備にかか る大学設 置・運営事 業者選考委 員会	[略]
神戸空港サ ブターミナ ル整備事業 者選定委員 会	神戸空港サブターミ ナル整備事業者選定 に関すること。

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
王子公園 再整備に かかる大 学設置・	[略]	[略]	[略]

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
王子公園再 整備にかか る大学設 置・運営事 業者選考委 員会	[略]

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
王子公園 再整備に かかる大 学設置・	[略]	[略]	[略]

運営事業者選考委員会				運営事業者選考委員会			
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	6人	委嘱の日から令和5年5月31日まで	委員の互選により選任する者				

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第49号

神戸市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市産業振興センター条例施行規則（平成5年1月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用料等の納付）</p> <p>第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の減免）</p> <p>第4条 条例第10条に規定する規則で</p>	<p style="text-align: center;">（使用料等の納付）</p> <p>第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の減免）</p> <p>第4条 条例第10条に規定する規則で</p>

定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

市長が定める額の減額又は免除

(使用料の返還)

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が、条例第15条第2項の規定により使用の許可を取り消したとき。 使用料の全額

(3) ホールの使用者が使用しようとする日の6月前までに指定管理者に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の7割相当額

(4) ホールの使用者が使用しようとする日の3月前までに指定管理者

定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

指定管理者がその都度定める額の減額又は免除

(使用料の返還)

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 指定管理者が、条例第15条第2項の規定により使用の許可を取り消したとき。 使用料の全額

(3) 展示場又はホールの使用者が使用しようとする日の6月前までに指定管理者に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の7割相当額

(4) 展示場又はホールの使用者が使用しようとする日の3月前までに

に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき。使用料の3割相当額

(5) [略]

第7条 施設等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

#### 附 則

1、2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第2号から第5号まで、第6条第8号、第7条第2項並びに第8条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、第5条第2号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5

指定管理者に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき。使用料の3割相当額

(5) [略]

第7条 施設等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、展示場及びその附属設備については、午前9時から午後5時までとする。

#### 附 則

1、2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第3条第2号、第4条第2号、第5条第2号から第5号まで、第6条第8号、第7条第2項並びに第8条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、第3条第2号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。))

条第2号から第5号まで、第6条第8号、第7条第2項並びに第8条第1項第2号及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

別表（第2条関係）

グランドピアノ	1台1回につき 6,500円
	1台1回につき 13,000円

とあるのは「市長」と、第4条第2号、第5条第2号から第5号まで、第6条第8号、第7条第2項並びに第8条第1項第2号及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

別表（第2条関係）

特殊照明装置	一式1回につき 12,500円
	一式1回につき 25,000円
特殊音響装置	一式1回につき 2,500円
	一式1回につき 5,000円
大型映像装置	一式1回につき 17,000円
	一式1回につき 34,000円
グランドピアノ	1台1回につき 6,500円
	1台1回につき 13,000円
同時通訳装置	一式1回につき 28,000円
	一式1回につき 56,000円
16ミリ映写機	一式1回につき



		6,000円
		一式1回につき 12,000円
	スライドプロジ ェクター	一式1回につき 3,500円
		一式1回につき 7,000円
備考 [略]	備考 [略]	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示
-----

## 神戸市告示第 628 号

神戸市港湾環境整備負担金条例（昭和55年3月条例第35号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、令和3年度に実施した港湾工事のうち、次に掲げる工事を同条第1項に規定する負担対象工事に指定する。

令和5年1月24日

神戸市長 久元喜造

負担対象工事の種類及び名称	負担対象工事の完了した日	負担対象工事に要した費用	条例第4条第1号の割合	負担対象工事に係る負担区域	負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計
条例第2条第1項第1号に掲げる工事（須磨地区海岸・緑地整備工事、兵庫運河地区プロムナード整備工事）	令和4年3月31日	82,361,034 円	50分の1	神戸港臨港地区及び設置予定区域	17,137,783 m <sup>2</sup>
条例第2条第1項第2号に掲げる工事（緑地の清掃、管理業務及び街路植栽等管理業務）	令和4年3月31日	124,441,792 円	2分の1	神戸港臨港地区	15,837,316 m <sup>2</sup>
条例第2条第1項第4号に掲げる工事（港内海面清掃工事）	令和4年3月31日	103,311,705 円	2分の1	神戸港臨港地区及び神戸港港湾区域	16,778,063 m <sup>2</sup>

## 神戸市告示第637号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
黄地内科クリニック	神戸市中央区下山手通4丁目7番16号	令和4年12月1日
訪問看護ステーション あすの木	神戸市東灘区住吉宮町6丁目4番15号	令和5年1月1日

## 神戸市告示第 638 号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団渡辺整形 外科	神戸市灘区福住通 5 丁目 2 番 2 1 号	令和 4 年 12 月 24 日
黄地内科クリニック	神戸市中央区北長狭通 4 丁目 4 番 1 8 号	令和 4 年 11 月 30 日
ピープル薬局 学園都 市	神戸市西区学園西町 1 丁目 1 番 2 号	令和 4 年 12 月 31 日

## 神戸市告示第 639 号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーション あゆーす	(新)神戸市兵庫区楠谷町 3 0 番 5 号  (旧)神戸市兵庫区大同町 2 丁目 5 番 1 2 号	令和 5 年 1 月 1 日

## 神戸市告示第 640 号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
コウダイケアサービス兵庫居宅介護支援事業所	神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 20 番	コウダイケアサービス株式会社	神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 14 号	令和 5 年 1 月 31 日	居宅介護支援

## 神戸市告示第641号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
三宮あんしんすこやかセンター	(新)神戸市中央区琴ノ緒町3丁目3番26号 (旧)神戸市中央区三宮町1丁目8番1号	社会福祉法人明倫福祉会	神戸市中央区港島中町5丁目2番地	令和4年4月1日	介護予防支援 介護予防ケア マネジメント
訪問看護ステーションあゆーす	(新)神戸市兵庫区楠谷町30番5号 (旧)神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号	株式会社ゴラッソ	神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号	令和5年1月1日	訪問看護 介護予防訪問 看護

## 神戸市告示第642号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

## 1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
笹川マッサージ	笹川 もな	神戸市垂水区海岸通3番地6	令和4年12月 1日



## 神戸市告示第643号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該特定施設の設置による環境への影響についての調査に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 雪印メグミルク株式会社

住所 北海道札幌市東区苗穂町6丁目1-1

代表者 代表取締役社長 佐藤 雅俊

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 雪印メグミルク株式会社 神戸工場

所在地 神戸市西区伊川谷町潤和824-1

## (3) 設置する特定施設に関する事項

## ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1

第2号（ロ） 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 1基

## イ 特定施設の概要

別表1のとおり

## (4) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和5年2月7日から令和5年2月27日

(2) 場所 神戸市環境局環境保全課

## 別表1

種類	No.56
	2号（ロ）
基数	1
能力	洗浄タンク 750L×2
工事の着手予定年月 完成予定年月 使用開始予定年月	令和5年3月 令和5年4月 令和5年5月
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要	0:00~24:00 4時間/日 季節的変動なし

項目		通常	最大
汚水等の汚染状態及び量	水素イオン濃度	7.0~13.0	7.0~13.0
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	150	500
	化学的酸素要求量(mg/L)	150	500
	浮遊物質量(mg/L)	50	100
	ノルマルヘキサン抽出物(mg/L)	4	12
	りん含有量(mg/L)	15	25
	窒素含有量(mg/L)	45	60
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)	36	48
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	9	9

## 神戸市告示第644号

次の港湾施設は、令和5年1月31日限り、その供用を廃止した。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

## 物揚場

名称	位置	延長	幅
新港第3第4突堤間物揚場	中央区新港町	164m	7.5m

## 事務室

名称	位置	規模
神戸三宮フェリーターミナル付帯事務室	中央区新港町3-7 (新港第3突堤)	39.75平方メートル
神戸三宮フェリーターミナル付帯事務室2	中央区新港町3-7 (新港第3突堤)	7.34平方メートル

## 神戸市告示第645号

次の港湾施設は、令和5年2月1日から供用を開始した。

また、次の港湾施設について、令和5年2月1日からその規模を改めた。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

## 1 供用を開始する港湾施設

## 護岸

名称	位置	規模
新港第3第4突堤間護岸	神戸市中央区新港町	169.03m

## 道路

名称	位置	規模	
		延長	幅員
新港第3第4突堤間地域道路	神戸市中央区新港町	170.30m	最小7.0m
			最大25.94m

## 駐車場

名称	位置	規模
新港第3第4突堤間駐車場	神戸市中央区新港町	967平方メートル
新港第3第4突堤間駐車場2	神戸市中央区新港町	193平方メートル

## 2 規模を改める港湾施設

## 岸壁

名称	位置	規模		
		延長		幅
		現行	変更後	
新港第3突堤岸壁 (東)	中央区新港町	378m	277.44m	10.0~10.9m

## 道路

名称	位置	規模			
		延長		幅員	
		現行	変更後	現行	変更後
新港ふ頭地域道路 (第3突堤)	中央区新港町	354m	189.97m	14.5m	最小 10.90m 最大 48.45m

## ふ頭用地

名称	位置	規模	
		現行	変更後
新港第3第4突堤間 ふ頭用地	神戸市中央区 新港町	1416.1 平方メートル	13,135.1 平方メートル

## 旅客施設

名称	位置	規模	
		現行	変更後
神戸三宮フェリー ターミナル	神戸市中央区 新港町3番7号	2,252.46 平方メートル	2,739.68 平方メートル

## 神戸市告示第646号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第6条第6項の規定に基づき、人と自然との共生ゾーン整備基本方針を令和5年2月6日付で変更したので、同条第7項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

公 告
-----

## 神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。  
ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
  - (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。



別表（一般）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権			権利の種類 (備考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 作	物			
			認定面積 ㎡						
神戸市北区長尾町 坊ヶ内 一成	神戸市北区長尾町 坊ヶ内 完夫	北区長尾町上津字ノ脇 2349-1	田 297	本公告日 令和5年12月31日	5,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市北区長尾町 植田 勝也	神戸市北区長尾町 片山 竜治	北区長尾町上津字若林 5218	田 510	本公告日 令和5年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市北区山田町 山本 彰	神戸市北区山田町 前田 正之	北区山田町原野字樋詰 15	田 1,011	本公告日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市北区山田町 山本 彰	神戸市北区山田町 上町 雅英	北区山田町原野字シダノ下 7-1 北区山田町原野字谷寺口 21-1 北区山田町原野字谷寺口 24-1 北区山田町原野字谷寺口 26-1	田 1,758 田 1,008 田 174 田 57	本公告日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市北区山田町 山本 彰	神戸市北区山田町 橋本 英一	北区山田町原野字谷寺口 14-1 北区山田町原野字谷寺口 15-1 北区山田町原野字谷寺口 16 北区山田町原野字湯廻尾 5	田 466 田 188 田 545 田 406	本公告日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区押部谷町 山口 勝幸	神戸市西区押部谷町 藤岡 浩子	西区押部谷町栄字山ト井 1229	田 3,128	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区伊川谷町 赤松 良英	神戸市西区伊川谷町 重藤 勝三	西区伊川谷町長坂字池田 102	田 3,082	令和5年4月1日 令和6年3月31日	52,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市北区上津台 小松 正之	神戸市須磨区高倉台 廣田 忠生	西区伊川谷町上脇字大將軍 633-1	田 1,359	令和5年4月1日 令和6年3月31日	30,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の指定する預 金口座へ振り込 む。	
神戸市西区月が丘 玉置 寛明	神戸市西区井吹台北町 藤谷 利成	西区押部谷町西盛字大垣内 341-1	田 1,128	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の指定する預 金口座へ振り込 む。	
神戸市西区押部谷町 吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町 大西 正壽	西区押部谷町細田字平町 1232-2	田 639	令和5年4月1日 令和6年3月31日	4,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市西区桜が丘中町 宮崎 章央	神戸市西区押部谷町 中西 龍太	西区押部谷町美田字小神 85-2	田 1,000	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市西区押部谷町 栗西 均	神戸市西区押部谷町 岡野 行夫	西区押部谷町和田字下古野 668 西区押部谷町和田字下古野 686	田 3,077 田 2,729	令和5年4月1日 令和6年3月31日	17,460円/1筆 15,480円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市西区玉津町 日高 健一	神戸市西区桜が丘東町 村上 恵美子	西区玉津町高津橋字馬掛原 787-1	田 927	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区玉津町 日高 健一	神戸市西区伊川谷町 谷川 義和	西区玉津町高津橋字馬掛原 793	田 727	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市西区平野町 藤井 末治郎	神戸市西区平野町 山口 和義	西区平野町中津字ノ下 2748	田 3,639	令和5年4月1日 令和6年3月31日	32,500円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参 する。	
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	西宮市前中町 吉田 昭代	西区神出町古神字竹ノ下 101	田 2,254	令和5年4月1日 令和6年3月31日	22,540円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の指定する預 金口座へ振り込 む。	
神戸市西区神出町 池本 泰彦	神戸市須磨区車 逸見 都誉幾	西区神出町小東野字樋岡ノ下 234	田 2,251	令和5年4月1日 令和6年3月31日	22,500円/1筆	貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の指定する預 金口座へ振り込 む。	
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	大阪府守口市梅町 梅谷 幸宏	西区岩岡町岩岡字西場 876-5	田 1,205	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	明石市大久保町 小村 真由美	西区岩岡町岩岡字西場 950-2	田 660	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市垂水区名谷町 竹下 慶治	神戸市西区伊川谷町 清水 朝子	西区伊川谷町長坂字文蔵 226-1	田 1,487の内1,025	令和5年4月1日 令和7年3月31日	5,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。	
神戸市西区榎谷町 後藤 幸雄	神戸市西区榎谷町 柳瀬 俊雄	西区榎谷町長谷字西山畑 515-2 西区榎谷町長谷字西山畑 515-3 西区榎谷町長谷字西山畑 518	畑 1,109 田 1,122 田 2,106	令和5年4月1日 令和7年3月31日	14,900円/1筆 15,100円/1筆 28,400円/1筆	貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。	
神戸市西区押部谷町 山崎 健二	神戸市西区能合 藤本 大	西区押部谷町高和字置本 1143-1	田 1,172	令和5年4月1日 令和7年3月31日	11,720円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。	
神戸市西区神出町宝勢1354番地 株式会社 近藤興産 代表取締役 近藤良典	東京都八王子市小宮町 押部 宏身	西区神出町宝勢字上場中筋 3308 西区神出町宝勢字上場中筋 3309 西区神出町宝勢字上場中筋 3310 西区神出町宝勢字上場中筋 3339 西区神出町宝勢字上場中筋 3340	田 2,167 田 2,177 田 2,176 田 1,377 田 979	令和5年4月1日 令和7年3月31日	23,837円/1筆 23,947円/1筆 23,936円/1筆 15,147円/1筆 10,769円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。	
神戸市西区伊川谷町 北野 公昭	神戸市西区伊川谷町 藤田 先代	西区伊川谷町前開字室谷 1305-1	田 949	本公告日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
明石市魚住町 山本 英之	明石市大久保町 橋 直樹	西区岩岡町岩岡字大道星 490	田 1,702	本公告日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		

神戸市西区前開南町 北野 信二	神戸市西区前開南町 吉本 修 神戸市西区前開南町 吉本 和子	西区伊川谷町前開宇釜谷 1250-1	田 1,523の内 1,218	令和5年4月1日 令和8年3月31日	38,932円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 松下 忠義	愛知県稲沢市稲島町 松下 欣史	西区伊川谷町長坂字末道 394-2 西区伊川谷町長坂字長坂谷 641-2	田 1,625 畑 2,082	令和5年4月1日 令和8年3月31日	18,000円/1筆 16,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 山吹 玉千代	東京都小平市上水本町 三浦 孝夫	西区伊川谷町井吹字小池口 560	田 1,811	令和5年4月1日 令和8年3月31日	24,450円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 二星 豊彦	神戸市垂水区西舞子 水田 千づ子	西区榎谷町松本字才ノ木 948-1	田 2,567	令和5年4月1日 令和8年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 二星 豊彦	神戸市西区榎谷町 川原上 一郎	西区榎谷町松本字才ノ木 948-2	田 500	令和5年4月1日 令和8年3月31日	5,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市須磨区中落合 石本 啓訓	神戸市西区榎谷町 井上 基嗣	西区榎谷町松本字石橋 1066 西区榎谷町松本字三本松 1085 西区榎谷町松本字三本松 1111 西区榎谷町松本字三本松 1112 西区榎谷町松本字三本松 1134	田 4,078 田 2,826 田 966 田 768 田 1,678	令和5年4月1日 令和8年3月31日	40,780円/1筆 28,260円/1筆 9,960円/1筆 7,680円/1筆 16,780円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 井上 博嗣	神戸市西区榎谷町 二星 澄広	西区榎谷町松本字東山 1189	田 2,520	令和5年4月1日 令和8年3月31日	25,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
三木市緑が丘町 世良田 裕子	神戸市西区井吹台西町 成清 嘉秀	西区押部谷町木見字下松原 17	畑 1,152	令和5年4月1日 令和8年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 額光 和雄	神戸市西区押部谷町 梁瀬 正一 神戸市西区押部谷町 梁瀬 ツルエ	西区押部谷町木見字中谷 385-1 西区押部谷町木見字中谷 385-2 西区押部谷町木見字向井 528	田 51 田 2,747 田 1,532	令和5年4月1日 令和8年3月31日	412円/1筆 22,205円/1筆 12,383円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町 大西 清尊	西区押部谷町細田字宮西 149 西区押部谷町細田字宮西 150	田 2,889 田 2,528	令和5年4月1日 令和8年3月31日	27,000円/1筆 23,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	横浜市青葉区市ヶ尾町 藤井 聡史	西区神出町東字柳原 2412	田 1,187	令和5年4月1日 令和8年3月31日	玄米30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 藤本 正博	西区神出町東字追ノ谷 2460	田 1,103の内740	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 藤井 得弘	西区神出町田井字池ノ下 2207	田 1,656	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 辻 正則	神戸市西区神出町 辻 邦弘	西区神出町古神字西山 503	田 1,306	令和5年4月1日 令和8年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 中井 良文	神戸市西区神出町 辻 邦弘	西区神出町古神字西山 516 西区神出町古神字辻ヶ内 564	田 2,059 田 2,554	令和5年4月1日 令和8年3月31日	玄米107kg/1筆 玄米133kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 藤本 小夜子 神戸市西区月が丘 藤本 義之	西区神出町北字大蔵前 1067 西区神出町北字大蔵前 1068	田 2,134 田 2,331	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町宝勢1354番地 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤良典	神戸市西区池上 田中 正哲	西区神出町宝勢字下場南筋 2276-1 西区神出町宝勢字下場南筋 2277 西区神出町宝勢字下場南筋 2279	田 818 田 489 田 2,103	令和5年4月1日 令和8年3月31日	8,998円/1筆 5,379円/1筆 23,133円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 橋本 秀一	明石市二見町 尾上 徹	西区神出町宝勢字水出下 4538	畑 3,212	令和5年4月1日 令和8年3月31日	16,060円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 藤田 家睦	神戸市西区岩岡町 大谷 弘子	西区岩岡町印路字上四ツ塚 782-1 西区岩岡町印路字上四ツ塚 782-5 西区岩岡町印路字上四ツ塚 782-6	畑 427 畑 399 畑 1,948	令和5年4月1日 令和8年3月31日	3,100円/1筆 2,900円/1筆 14,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 水澤 清	神戸市垂水区舞子台 水澤 明	西区岩岡町岩岡字四ツ塚 2171-1	田 1,360	令和5年4月1日 令和8年3月31日	15,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区美山台 土田 正弘	神戸市西区伊川谷町 石本 修一	西区伊川谷町前開宇釜谷 181 西区伊川谷町前開宇釜谷 182-1 西区伊川谷町前開宇釜谷 180	田 287 田 152 田 561	令和5年4月1日 令和10年3月31日	3,269円/1筆 1,731円/1筆 10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 橋本 俊裕	神戸市西区伊川谷町 植野 一郎	西区伊川谷町前開宇釜谷 453	田 1,067	令和5年4月1日 令和10年3月31日	6,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 橋本 聡	神戸市西区伊川谷町 植野 一郎	西区伊川谷町前開宇釜谷 484-1	田 644	令和5年4月1日 令和10年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 向井 寿之	神戸市西区伊川谷町 竹内 達也	西区伊川谷町前開宇釜谷 1988-1 西区伊川谷町前開宇釜谷 1988-4	田 1,590 田 1,502	令和5年4月1日 令和10年3月31日	15,000円/1筆 15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区春日台 上村 正和	神戸市西区春日台 橋本 実加	西区平野町常本字丹谷 348	田 2,962	本公告日 令和9年3月31日	35,544円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区春日台 上村 正和	神戸市西区春日台 橋田 尚嗣	西区平野町常本字坂ノ下 399	田 2,969	本公告日 令和9年3月31日	35,628円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市西区神出町 鯛 かおる	神戸市西区神出町 胸永 和子 神戸市西区榎谷町 高尾 委子	西区神出町廣谷字西口 425	田 2,166	令和5年4月1日 令和9年3月31日	14,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町宝勢1354番地 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤良典	神戸市西区北別府 中崎 広文	西区神出町宝勢字大道池尻 2751 西区神出町宝勢字木屋池尻 2845 西区神出町宝勢字大道池尻 2891-1 西区神出町宝勢字木屋池尻 2891-2	田 2,162 田 1,777 田 1,697 田 600	令和5年4月1日 令和10年3月31日	23,782円/1筆 19,547円/1筆 18,667円/1筆 6,600円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市沢野 松尾 寛信	神戸市西区岩岡町 安福 元希	西区岩岡町岩岡字南場 1152	田 792	本公告日 令和9年3月31日	7,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市沢野 松尾 寛信	東京都足立区千住 安福 大起	西区岩岡町岩岡字南場 1164-1	畑 264	本公告日 令和9年3月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定速 克己	神戸市西区池上 金月 仁美	西区伊川谷町小寺字馬谷 529-2	田 1,345	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 松下 正人	神戸市東朝霧庄 井上 勝好	西区伊川谷町長坂字合助 19-1	田 816	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 松下 正人	明石市東朝霧庄 井上 直敏	西区伊川谷町長坂字合助 19-2	田 892	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 松下 正人	愛知県稲沢市稲島町 松下 欣史	西区伊川谷町長坂字大北 67-2	田 2,086	令和5年4月1日 令和10年3月31日	23,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 山本 千恵子	西区榎谷町長谷字佃井西 254	田 1,169	令和5年4月1日 令和10年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 井上 昇	西区榎谷町長谷字社町上 280	田 1,175	令和5年4月1日 令和10年3月31日	13,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 柳瀬 敬一	西区榎谷町長谷字西山畑 508 西区榎谷町長谷字西山畑 519-1	田 687 田 1,118	令和5年4月1日 令和10年3月31日	4,809円/1筆 7,826円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 雪永 博子	西区榎谷町榎木字平松 1176-1	畑 894	令和5年4月1日 令和10年3月31日	6,900円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 村上 一	神戸市西区榎谷町 林 秋子	西区榎谷町松本字小田 1007	田 183	令和5年4月1日 令和10年3月31日	1,830円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 岸本 博行	神戸市西区押部谷町 吉舌 美笑子	西区押部谷町木見字室ノ前 303-1	田 1,270	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米60kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 頼光 和雄	神戸市西区押部谷町 中谷 道夫	西区押部谷町木見字中谷 381	田 3,070	令和5年4月1日 令和10年3月31日	22,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 中村 弘之	神戸市西区押部谷町 中尾 靖彦	西区押部谷町木津字面田 2085	田 969	令和5年4月1日 令和10年3月31日	13,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社湯だまり農園 代表社員 西村 栄二	明石市和坂 石田 郁子	西区押部谷町押部字西ノ垣内 861	田 999	令和5年4月1日 令和10年3月31日	10,000円/1筆 玄米30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。及び全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社湯だまり農園 代表社員 西村 栄二	明石市大久保町 藤田 佳子	西区押部谷町押部字西ノ垣内 870	田 2,200	令和5年4月1日 令和10年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区玉津町 小山 茂	神戸市西区玉津町 橋本 甚一	西区玉津町今津字石羽 560 西区玉津町今津字石羽 561	田 1,236 田 1,480	令和5年4月1日 令和10年3月31日	12,400円/1筆 14,800円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 井上 貴史	神戸市西区平野町 小林 司	西区平野町下村字西河原 28-1 西区平野町下村字西河原 28-2	田 2,000 田 889	令和5年4月1日 令和10年3月31日	20,400円/1筆 9,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 石井 秀樹	明石市太寺大野町 高月 陸行	西区平野町常本字庄界 97-1 西区平野町常本字庄界 97-2 西区平野町常本字庄界 97-3 西区平野町常本字庄界 97-4 西区平野町常本字庄界 362	田 1,100 田 200 田 196 田 2,250 田 2,899	令和5年4月1日 令和10年3月31日	13,214円/1筆 2,403円/1筆 2,354円/1筆 27,029円/1筆 25,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 水澤 哲	神戸市西区持子 高野 稔也	西区平野町常本字権願寺 294 西区岩岡町岩岡字前場 2562	田 3,733 田 2,104	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米223kg/1筆 玄米126kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 澤田 正行	神戸市西区王塚台 朝生 千恵美	西区平野町中津字柳ヶ坪 2696	田 2,719	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米163kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
三木市久留美 岩居 正義	三木市大村 小阪 利勝	西区神出町小東野字出井谷 114-2	田 1,453	令和5年4月1日 令和10年3月31日	9,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
加古郡稲美町 渡邊 宏	加古郡播磨町 長谷川 正臣	西区神出町廣谷字西口 428 西区神出町廣谷字中通 487-1	田 2,074 田 1,638	令和5年4月1日 令和10年3月31日	20,000円/1筆 16,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 平田 敬士	神戸市西区神出町 平田 幸夫	西区神出町宝勢字木屋池尻 1170-2	田 1,870	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市西区神出町宝勢1354番地 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤良典	神戸市西区神出町 中崎 スミ子 加古郡福美町 長谷川 小よみ 神戸市西区北別府 中崎 広文	西区神出町宝勢字木屋池尻 2899 西区神出町宝勢字木屋池尻 2910	田 1,050 田 2,227	令和5年4月1日 令和10年3月31日	11,550円/1筆 24,497円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 永田 幹彦	神戸市西区神出町 竹中 淑美 姫路市勝原区勝原町 竹中 和弘 加古郡播磨町 森脇 都	西区神出町宝勢字道南 3789 西区神出町宝勢字道南 3796 西区神出町宝勢字道南 3804 西区神出町宝勢字道南 3805 西区神出町宝勢字道南 3806 西区神出町宝勢字道南 3872	田 1,830 田 1,947 田 2,317 田 2,656 田 1,547 田 1,282	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区塩屋町 稲田 誠	神戸市西区岩岡町 大西 一喜	西区岩岡町印路字下四ツ塚 54	田 1,974	令和5年4月1日 令和10年3月31日	22,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 押部 一郎	神戸市西区神出町 押部 知代江	西区岩岡町岩岡字前場 2589-1 西区岩岡町古郷字前山 2750 西区岩岡町古郷字前山 2754 西区岩岡町古郷字前山 2755 西区岩岡町野中池戸 817-1 西区岩岡町野中中筋 870	田 2,140 田 973 田 2,077 田 2,114 田 800 田 2,145	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区上新地 安福 信哉	神戸市西区上新地 安福 健剛	西区岩岡町古郷字福吉 318	田 1,172	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区竜が岡 源 和美	神戸市西区竜が岡 小泉 吉雄	西区岩岡町古郷字北場 749 西区岩岡町古郷字北場 766-1 西区岩岡町古郷字北場 768	田 1,081 田 883 田 908	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米50kg/1筆 玄米50kg/1筆 玄米50kg/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 吉田 英雄	神戸市西区岩岡町 上月 和代 神戸市西区岩岡町 上月 正幸	西区岩岡町古郷字南場 834-2	田 1,003	令和5年4月1日 令和10年3月31日	13,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 藤田 伸之	神戸市西区岩岡町 藤田 廣治	西区岩岡町西脇字豊谷 986 西区岩岡町西脇字豊谷 988	田 996 田 921	令和5年4月1日 令和10年3月31日	9,000円/1筆 8,300円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 山西 聡	神戸市西区伊川谷町 山西 敏朗	西区伊川谷町前開字昆沙門 1077 西区伊川谷町前開字久留主谷 1116	田 3,157 田 2,183の内2,071	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区桜が丘中町 宮崎 章央	神戸市西区押部谷町 森岡 将司	西区押部谷町美田字小神 87-3 西区押部谷町美田字小神 88-2	田 2,002 田 1,521	令和5年4月1日 令和15年3月31日	20,000円/1筆 15,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区小束山 松林 直英	神戸市西区岩岡町 赤松 成昭	西区神出町宝勢字木屋池尻 3119 西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3204	田 2,147 田 2,144	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町 山吹 玉千代	西区伊川谷町井吹字一之瀬 680	田 2,938	令和5年4月1日 令和15年3月31日	玄米150kg/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区植谷町 垂井 敏和	神戸市西区植谷町 池本 好子	西区植谷町友清字畑田東 237-2 西区植谷町友清字畑田東 238-1 西区植谷町友清字畑田東 238-2	田 119 田 30 畑 12	令和5年4月1日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 普通畑として利用	
明石市小久保 五島 隆久	明石市二見町 梶原 久也	西区植谷町谷口字古井 722-1 西区植谷町谷口字古井 722-2	田 261 田 244	令和5年4月1日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 松下 勇人	神戸市東灘区住吉本町 武蔵 和子	西区押部谷町高和字手古 485 西区押部谷町高和字手古 499-1	田 1,412 田 1,660	令和5年4月1日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区大沢 吉田 昭	神戸市西区押部谷町 森岡 恵美子	西区押部谷町美田字殿井 95-2 西区押部谷町美田字殿井 96-1	田 1,561 田 2,856	令和5年4月1日 令和15年3月31日	15,000円/1筆 30,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市中央区港島中町 高橋 良彰	神戸市西区押部谷町 藤本 孝樹	西区押部谷町和田字吉新田 188	田 2,324	令和5年4月1日 令和15年3月31日	100,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区平野町 大谷 武士	神戸市西区平野町 柴田 美智代	西区平野町印路字才ノ前 2251 西区平野町印路字湯町 2412	田 3,282 田 1,233	令和5年4月1日 令和15年3月31日	玄米131kg/1筆 玄米49kg/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 大谷 武士	神戸市西区平野町 谷崎 隆一	西区平野町印路字湯町 2410 西区平野町印路字才ノ谷口 2492	田 463 田 732	令和5年4月1日 令和15年3月31日	玄米23kg/1筆 玄米37kg/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
三木市志染町 藤原 伸哉	姫路市大塩町 大西 隆文	西区神出町古神字フン田 303	田 1,544	令和5年4月1日 令和15年3月31日	20,844円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 永田 幹彦	神戸市西区伊川谷町 三浦 健一	西区神出町宝勢字大池尻 4104 西区神出町宝勢字大池尻 4105	畑 1,488 畑 2,165	令和5年4月1日 令和15年3月31日	4,000円/1筆 6,000円/1筆	貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 安福 元章	神戸市西区岩岡町 萩野 真弓	西区岩岡町岩岡字中筋 1503-4 西区岩岡町岩岡字中筋 1503-5 西区岩岡町岩岡字中筋 1535 西区岩岡町岩岡字中筋 1614-1	田 896 田 444 田 1,299 田 1,678	令和5年4月1日 令和15年3月31日	6,270円/1筆 3,100円/1筆 9,090円/1筆 11,740円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

神戸市西区岩岡町 安福 元章	神戸市中央区中山手通 安福 真吾	西区岩岡町岩岡字中筋 1530 西区岩岡町岩岡字中筋 1544-1 西区岩岡町岩岡字中筋 1547 西区岩岡町岩岡字中筋 1604-2 西区岩岡町岩岡字中筋 1619-1 西区岩岡町岩岡字中筋 1638 西区岩岡町岩岡字中筋 3102-1	田 1,567 田 202 田 1,142 田 314 田 1,296 田 2,263 田 252	令和5年4月1日 令和15年3月31日	10,960円/1筆 1,410円/1筆 7,990円/1筆 2,190円/1筆 9,070円/1筆 15,840円/1筆 1,760円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市魚住町 後藤 義輝	神戸市西区岩岡町 赤松 孝子	西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3255	田 1,815	令和5年4月1日 令和15年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

## 神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
  - (5) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求す



ることができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。



別表(解付)

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市西区神出町小東野53-81 株式会社 トーヨーファーム 代表取締役 黒崎 泰司	神戸市西区神出町 石塚 清美	西区神出町小東野字廣澤 53-60	畑 1,780	令和5年4月1日 令和6年3月31日	26,700円/1筆 32,775円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の指定する預 金口座へ振り込 む。
		西区神出町小東野字廣澤 53-99	畑 2,185					
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 梶野 博司	西区伊川谷町前開字渡谷 564-5	田 2,301	令和5年4月1日 令和8年3月31日	玄米150kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日ま でに当該年度に係 る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市須磨区南落合 徳力 謙治	神戸市西区伊川谷町 重塚 政雄	西区伊川谷町長坂字大北 60	田 4,338の内910	令和5年2月1日 令和7年3月31日	40,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日ま でに当該年度に係 る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市西区二ツ屋1丁目16-2 株式会社ナチュラルズム 代表取締役 大皿 一寿	神戸市西区二ツ屋 吉川 好雄	西区玉津町二ツ屋櫻井 145-1	田 834	本公告日 令和7年3月31日	8,300円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日ま でに当該年度に係 る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区惣山町 中塚 正樹	神戸市西区伊川谷町 澤田 和暁	西区平野町中津字ビケ鼻 2459	田 1,149の内560	本公告日 令和7年3月31日	12,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日ま でに当該年度に係 る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 山内 義一	西区伊川谷町前開字渡谷 565-1	田 3,082	令和5年4月1日 令和8年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日ま でに当該年度に係 る借賃の全額を甲 の指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 梶野 一郎	西区伊川谷町前開字界地 432-1	田 3,421	令和5年4月1日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町繁田589 合同会社 エースクール 代表社員 田中 康晃	神戸市西区平野町 福壽 蒼	西区平野町繁田字能藏 581	田 3,059	令和5年4月1日 令和15年3月31日	70,299円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日ま でに当該年度に係 る借賃の全額を甲 の指定する預金口座 へ振り込む。

## 神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により秋葉台地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月23日

神戸市長 久元喜造

## 神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月25日

神戸市長 久元喜造

## 1 建築協定の名称

西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区建築協定

## 2 建築協定区域の位置

神戸市西区美賀多台8丁目1番1 他

## 神戸市公告

平成15年2月5日付けで締結した青木南地区まちづくり協定を令和5年2月5日付けで更新締結したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和5年2月7日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキガーデンシティ垂水店  
神戸市垂水区舞多聞東3丁目1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5	代表取締役

ンキ	号	杉本 正彦
----	---	-------

3 変更の年月日及び変更する理由

2 (1)及び(2)については、令和4年8月3日、所在地移転のため。

4 届出年月日

令和4年10月14日

5 縦覧期間

令和5年2月7日から令和5年6月6日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ北神戸鹿の子台店

神戸市北区鹿の子台北町8丁目2番6

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5	代表取締役

ンキ	号	杉本 正彦
----	---	-------

## 3 変更の年月日及び変更する理由

2 (1)及び(2)については、令和4年8月3日、所在地移転のため。

## 4 届出年月日

令和4年10月14日

## 5 縦覧期間

令和5年2月7日から令和5年6月6日まで

## 6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課



神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズHAT神戸メディカルモール  
神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番3号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	代表取締役 坂本 賢治

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
--------	----	---------------

株式会社関西ケーブズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	代表取締役 坂本 賢治

## 3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)及び(2)については、令和4年8月3日、所在地移転のため。

## 4 届出年月日

令和4年10月14日

## 5 縦覧期間

令和5年2月7日から令和5年6月6日まで

## 6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ西神戸店

神戸市西区王塚台7丁目131番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ケーズデンキ西神戸店

(変更後) ケーズデンキ西神戸店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社関西ケーブズ ンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

## 3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については、平成28年3月10日 店舗名称が確定したため。

2(2)及び(3)については、令和4年8月3日 所在地移転のため。

## 4 届出年月日

令和4年10月14日

## 5 縦覧期間

令和5年2月7日から令和5年6月6日まで

## 6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ステップガーデン藤原台

神戸市北区藤原台中町1丁目4番

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	代表者
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平
株式会社ティーツー	岡山市北区今村650番111	代表取締役 藤原 克治
株式会社犬の家	愛知県春日井市大泉寺町292-342	代表取締役 福手 由美
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号	代表取締役 安木 義博
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	代表取締役 増田 宗昭
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番40号	代表取締役 水野 敦之
有限会社緑のマーケット	兵庫県川西市鼓が滝1丁目3番8号	代表取締役 片井 勝

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平
株式会社テイツー	岡山市北区今村650番111	代表取締役 藤原 克治
株式会社犬の家	愛知県春日井市大泉寺町292-342	代表取締役 福手 由美
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖
有限会社パール	神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号	代表取締役 尾山 亮
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	代表取締役 増田 宗昭
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番40号	代表取締役 水野 敦之
有限会社緑のマーケット	兵庫県川西市鼓が滝1丁目3番8号	代表取締役 片井 勝

3 変更の年月日

令和3年11月26日。

4 変更した理由

代表者の氏名変更のため。

5 届出年月日

令和4年11月1日。

6 縦覧期間

令和5年2月7日から令和5年6月6日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月7日から4月以内に神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ エスパ星陵台

神戸市垂水区星陵台4丁目4番31号

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1	代表取締役 安黒 千能
株式会社ナガタ薬局	神戸市須磨区弥栄台1丁目3番3号	代表取締役 中島 康伸
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 平田 炎

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1	代表取締役 安黒 嘉宣
株式会社ナガタ薬局	神戸市須磨区弥栄台1丁目3番地の3	代表取締役 中島 康伸
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 平田 炎

## 3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年3月1日 代表者変更のため 等

## 4 届出年月日

令和4年11月1日

## 5 縦覧期間

令和5年2月7日から令和5年6月6日まで



6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 水道局

神戸市水道告示第31号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年2月7日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70935	日向設備 商会	神戸市北区鈴蘭台西町4丁目 9番53号	宮田 廣海	令和5年1月11日

**教育委員会**

神戸市教育委員会教育長告示第2号

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第21条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めた平成10年4月神戸市教育委員会教育長告示第1号は、令和5年3月31日限り、廃止する。ただし、同日までに行われた同項の口頭による開示請求については、同日後もなお従前の例による。

令和5年1月23日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

監査委員
------

監査公表第12号

令和5年2月7日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

## 監査公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

## 記

**監査報告第6号 令和4年度財務定期監査(1)**

区役所、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、市会事務局

**監査報告第7号 令和4年度財政援助団体等監査(1)**

株式会社神戸商工貿易センター

**監査報告第8号 令和4年度財政援助団体等監査(1)**

公益財団法人神戸市産業振興財団

**監査報告第9号 令和4年度財政援助団体等監査(1)**

株式会社有馬温泉企業

**監査報告第10号 令和4年度財政援助団体等監査(1)**

株式会社グランビスタホテル&amp;リゾート

**監査報告第11号 令和4年度財政援助団体等監査(1)**

神戸電鉄グループ共同事業体